

職業能力評価制度の推進

○概要

名称	技能検定	社内検定
概要	国が労働者の有する技能を一定の基準に基づいて検定し、公証する制度	事業主等が実施している社内検定のうち技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度
対象となる技能及び職種等	全国的に企業間で共通性のある技能で、対象労働者が多い職種を対象 現在、機械加工、建築大工等137職種について特級、1級、2級、3級等に区分して実施(等級区分のない職種(単一等級)もある)	企業内における特異な技能を対象 平成16年10月1日現在、食品の販売加工、自動車部品管理等130職種(38事業主等)を認定
認定等の内容	合格者は、厚生労働大臣名(特級、1級及び単一等級)、都道府県知事名又は指定試験機関の長の氏名(2級、3級等)の合格証書が交付され、「技能士」と称することができる	認定を受けた社内検定については、「厚生労働省認定」と表示することができる
受検対象者	原則として一定の実務経験を有する者	社内検定を実施する事業主等に雇用される労働者

等級	技能検定試験の概要
特級	検定職種ごとの管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
1級	検定職種ごとの上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
2級	検定職種ごとの中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
3級	検定職種ごとの初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎1級	検定職種ごとの基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎2級	検定職種ごとの基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
単一等級	検定職種ごとの上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

○技能検定の実施状況

	特級	1級	2級	3級	基礎1級	基礎2級	単一等級	合計
申請者数(人)	2,570	73,331	273,312	72,306	284	21,292	8,401	451,496
	45,428	2,245,649	3,808,717	176,462	574	114,716	219,463	6,611,009
合格者数(人)	1,027	29,313	89,612	37,825	223	20,417	5,123	183,540
	13,677	993,266	1,616,345	100,847	495	109,820	123,850	2,958,300
合格率(%)	40.0	40.0	32.8	52.3	78.5	95.9	61.0	40.7
	30.1	44.2	42.4	57.1	86.2	95.7	56.4	44.7

上段:平成15年度、下段:累計(昭和34年度～平成15年度)

○社内検定の認定状況:130職種(平成16年10月1日現在)

(厚生労働省職業能力開発局調べ)

労働者

- 能力の客観的な把握
- キャリア形成の目標設定
- 個人主導のキャリア形成の取組み
- 成果の確認

企業

- 採用すべき人材の明確化
- 人材戦略の計画・実施
- 人材育成への効果的な投資
- 能力に基づいた人事評価・処遇

能力評価基準

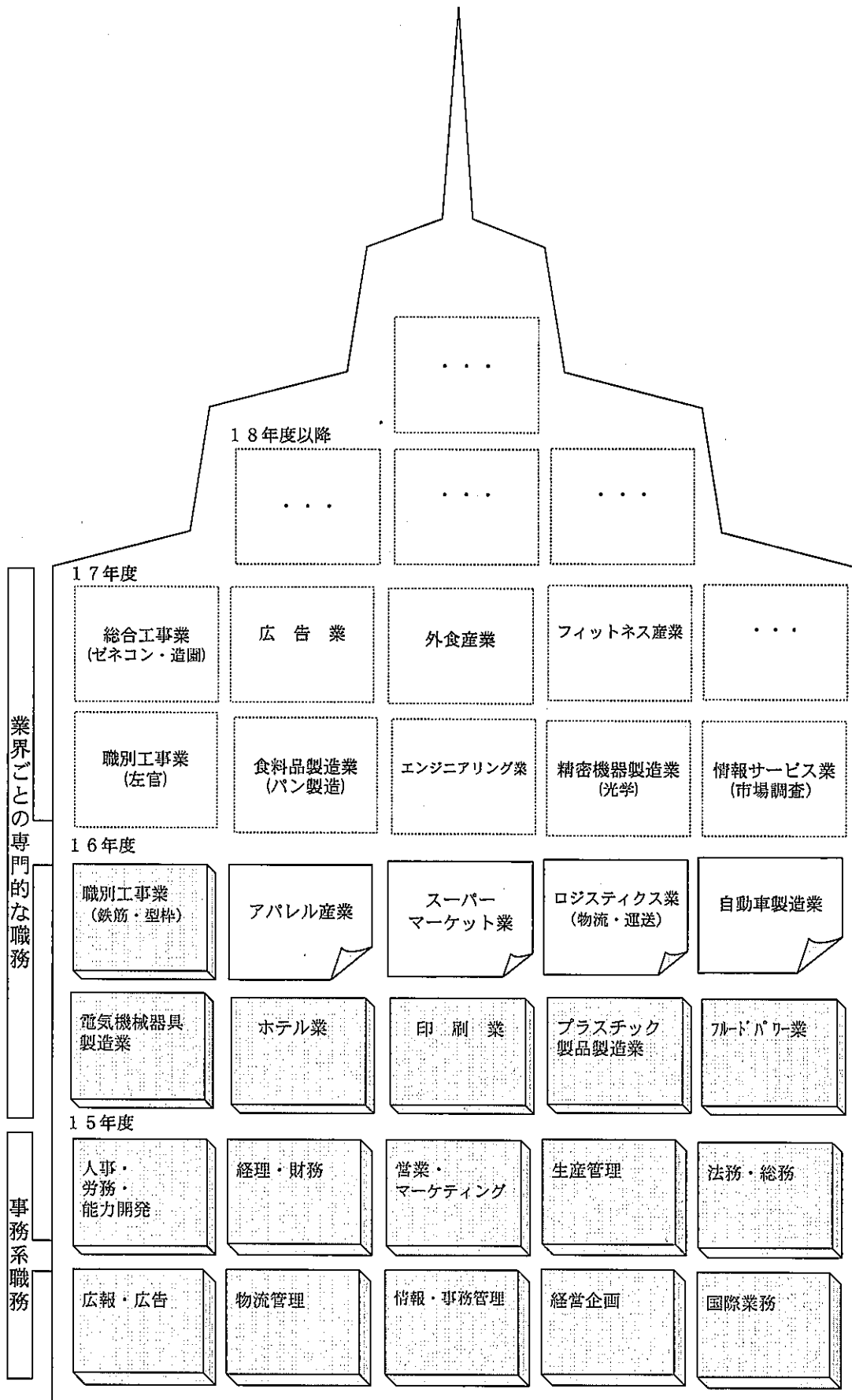
活用

活用

活用

国や民間労働力需給調整機関

- 能力評価ツールの開発・活用
- 的確なマッチングの実施
- キャリアコンサルティングの充実
- ニーズに即した訓練カリキュラム開発



職業能力開発分野における国際協力

「人づくり」を通じて国際社会に貢献する観点から、次の事業により、職業能力開発分野の国際協力を推進している。

1 政府間の技術協力

外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して、海外における職業能力開発施設の設置・運営に対する協力、専門家の派遣、海外の職業能力開発関係研修員の受入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行っている。

2 国際機関等を通じた技術協力

東南アジア諸国連合（ASEAN）を通じた人材養成分野への協力として、新規加盟4ヶ国（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）の底上げ支援に対する協力、アジア・太平洋地域の経済発展を目的とするアジア・太平洋経済協力（APEC）の人材養成分野の活動に対する支援を実施するほか、アジア・太平洋地域の職業訓練及び技能の水準の向上を目的としたILOが協力する地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能開発計画（APSDEP）を通じた技術協力を行っている。

3 外国人研修生等の受入れ

(1) 技能実習制度

外国人研修生が、一定期間の研修後、研修成果の評価等を行った上で、引き続き雇用関係の下で実務を通して技術、技能等を修得することができる制度であり、平成5年に創設された。

制度の適正な実施のため、国際研修協力機構（JITCO）において、技能実習を予定する外国人研修生のあっせん、研修から技能実習に移行する際の研修成果の評価、研修及び技能実習の実施状況の把握等を行っている。

(2) 研修生の受入れ等

開発途上国の労働者を我が国の企業に研修生として受け入れる事業を実施するとともに、職業能力開発総合大学校への留学生の受入れを行っている。

技能実習制度の概要

外国人研修生に対する新たな技能移転の仕組みとして平成5年に創設。

一定期間の研修を経た上で、その後雇用関係の下で技術、技能等を修得することができる制度（働きながら技術、技能等を修得できる制度）。

